

子どもの最善の利益を実現するための一時保護改革の方向性【概要】

第1章 一時保護所をめぐる状況

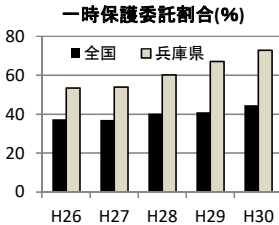
I 法改正及び全国の状況

■ 児童福祉法 (H30.4.2施行)

- ・親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認が必要
- ・一時保護の場合でも接近禁止命令が可能

■ 一時保護委託割合 (H30)

- ・全国 44.6%
- ・兵庫県 72.9%



『児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会』
国は、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について検討を加えることとしている。

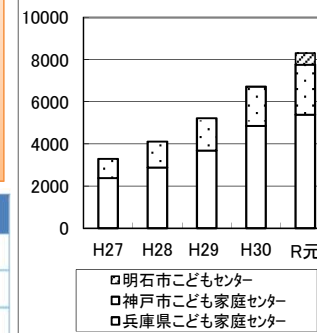
* 第1回 R2.9.18開催

II 県の状況

- 令和元年度に県内の子ども家庭センターが受け付けた児童虐待相談件数は8,308件と平成27年度の3,281件と比較して153%増となっている。
- 令和元年度の一時保護児童数は1,528人（一時保護委託含む）と平成27年度の781人と比較して96%増となっている。
- 児童1人あたり一時保護所在日数は31.1日と平成27年度の24.6日と比較して26%増となっている。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人
平均在日数	24.6日	25.4日	27.8日	31.0日	31.1日
一時保護委託数(警察除く)	350人	466人	637人	780人	1,119人

子ども家庭センターにおける虐待相談受付件数年次推移



III 第三者評価報告

【特に優れていると思われる点】

- ・一時保護所運営マニュアルに学齢児、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

- ・一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護所の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。

(R2.3)

第2章 一時保護改革に向けた取組

I 一時保護所の運営に係る事業計画の策定

■ 事業計画・目標の明確化

- ・一時保護所の運営課題に沿った目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定

■ 庁内検討会議の開催

- ・一時保護所の職員、本庁職員、管理監督職等で構成するワーキンググループにおける検討

■ 運営マニュアルの見直し

- ・平成31年3月に策定した「一時保護所運営マニュアル」の理念の明確化、適時適切な見直し



- 一時保護所の運営について、単なる行事計画や取組以外に、一時保護所の運営課題に沿った理念や目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定の有無【全国調査】

(回答した一時保護所数：79)

	割合
有	8.9%
無	91.1%

【R2 児童課調査】

- * 全国的に理念や目標を盛り込んだ事業計画を策定している一時保護所は極めて少ない。

II 一時保護所の複数箇所設置（新設・建替）【定員、箇所数、整備方針】

* 一時保護所の複数箇所設置～1か所集中から複数分散～

【現状と課題】

- ・H5年当時、一時保護を要する児童が減少する中、一定規模の児童数を確保することにより的確な行動観察、資質向上のための職員研修を行うため分散する一時保護所を1か所に集約
- ・一時保護所は常に満床状態で、一時保護委託件数が急増（一時保護委託割合 (H30) : 全国 44.6% 兵庫県72.9%)
- ・児童人口に対する定員数は全国と比較してかなり少ない
- ・新型コロナウイルス等の感染症や増加する天災等を考慮すると、1か所集中型では不安
- ・中央子ども家庭センター以外の子ども家庭センターから一時保護所への児童の移送、在所中の児童との面接等、遠距離を移動する職員の負担が増加
- ・施設の不適応児や知的障害児の措置変更を行う際の一時保護が、一時保護所が満床で利用できない場合がある

■ 一時保護所の複数箇所設置

- ・兵庫県を東部、中央部、西部に分割し各エリアに1か所ずつ設置することを検討
- ・児童虐待相談件数の多い阪神間を有する東部エリアを先行して新設整備
- ・中央部エリアについては、老朽化する現在の一時保護所を建替または移設整備
- ・西部エリアについては、今後の状況を踏まえ検討

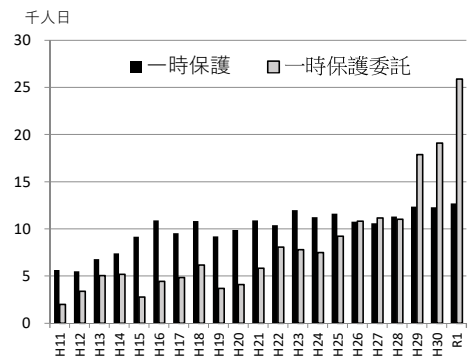
■ 一時保護所の定員の見直し

- ・中核市の児童相談所設置の動向を踏まえ、将来的な定員の見直しを検討

■ 人員体制の強化

- ・児童指導員や保育士の人材派遣の活用、監護業務委託の検討
- ・会計年度任用職員の給与等雇用条件改善の協議検討

一時保護の年度別延件数



	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人あたりの定員数 (A)÷(B)
兵庫県	40	48.2	0.83
全国	3,059	1,595.1	1.92

Ⅲ 児童の最善の利益を考慮した設計、設備

■開放的な環境の確保

- 採光、通風、色彩、デザイン等を工夫し、柔らかみや温かみを感じられる開放的な明るい生活空間となるような設計
- 児童の居室や職員の執務スペースの十分な広さの確保
- 児童が行き交うのに十分な廊下幅の確保
- エリア間移動時の指紋又は顔認証の鍵によるドアの開閉

■レクリエーション設備等の充実

- グラウンドや体育館の十分な広さの確保
- レクリエーションが図れるプレイルームや視聴覚室、リビング等の寛げるスペースの確保や図書、DVD等の充実
- リビングスペースにソファを置くなど、家庭的な環境で児童がリラックスできる空間となるよう配慮

●子どもの心身が安らぐ場所の設置【複数回答可】 [全国調査]

(回答した一時保護所数：80)

図書室の設置	6.3%
視聴覚室の設置	2.5%

[その他の場所の設置]

- リビングスペース (テレビ・マンガあり)
- 談話室 ・ 遊戯室
- テレビ視聴やテレビゲームができるスペース
- 公用車を用いたの所外活動や図書館利用、体育館活動
- 屋上中庭

[R2 児童課調査]

Ⅳ 個別的な支援のあり方(全居室の75%以上を個室化)

■全居室の75%以上を個室化

- 小学生高学年以上は個室対応 [個室：0%→75%以上]

■特別な配慮が必要な児童への対応

- 障害特性のある児童、LGBT、性加害児童等個別対応の部屋割り

■特別室の複数確保

- 重大事件の触法・ぐ犯児童を一時的に受け入れる特別室を複数確保

■ユニットバスの設置

- 性的虐待を受けた児童や性加害児童等、個別に入浴することが望ましい児童に対応し、ユニットバスを一定数設置

●みんなの生活についてのアンケート調査

- (Q)一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。
(A)回答のあった267人中
(希望人数) 1人：61人 2人：69人 3人：41人 4人：49人
5人：13人 6人以上：34人
*プライバシーが守れる、落ち着くといった理由から少人数の希望が多い。

[R元 児童課調査]

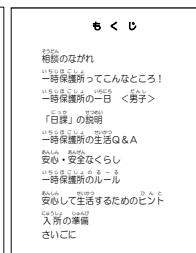
年齢別一時保護児童数 (R元)

年齢	人数(人)	構成比 (%)
2～6歳	76	18.6
7～9歳	91	22.2
10～12歳	88	21.5
13歳以上	154	37.7
合計	409	100.0

Ⅴ 児童の権利擁護 (アドボカシー)

■児童の権利擁護

- 「一時保護所生活のしおり」の内容更新、一定期間毎の繰り返しの説明
- 第三者による児童に対する意見聴取や意見箱の設置の検討
- 直接、児童の意見を聞く場面の設定
- 児童の特性に応じた声かけ等のルール策定
- 権利擁護に係る職員研修の実施の検討
- 権利擁護の観点からの私物所持のルールの再考
- 適切な貸与物品の提供の徹底



●児童の権利擁護のために実施していること【複数回答可】 [全国調査]

(回答した一時保護所数：80)

入所児童に対するアンケート	45.0%
意見箱の設置	65.0%
第三者の子どもに対する意見聴取	22.5%
権利擁護に係る職員研修の実施	48.8%

[R2 児童課調査]

Ⅵ 個々の児童の能力に応じた学習の保障

■学校教材の活用、学習進度の確認

- 学校や教育委員会と連携し学校の教科書や副教材、プリント等を学習に活用
- 理解度を把握するためのテストの実施等による児童の学習進度の確認

■一時保護所からの通学の調査・研究

■学習室の設置、ICT機器の活用

- 自己学習できる学習室の設置
- タブレット端末等のICT機器の活用

■学習支援の強化

- 学習指導員の増員や教員OB、ボランティア、学習支援のNPO法人の活用等による学習支援

●個々の学習進度に応じるため、工夫していること【複数回答可】 [全国調査]

(回答した一時保護所数：80)

理解度を把握するためのテストを実施	70.0%
-------------------	-------

●学習に使用している教材

(回答した一時保護所数：80)

学校で使用している教科書	72.5%
学校で使用している副教材	71.3%
学校で使用しているプリント	73.8%
一時保護所で作成したプリント	85.0%

[R2 児童課調査]

Ⅶ 職員の資質向上、適切なケア・アセスメントの実施

■職員研修による資質の向上

- 一時保護に特化した研修の実施による専門性向上
- 西日本子ども研修センターあかしが実施する研修への派遣

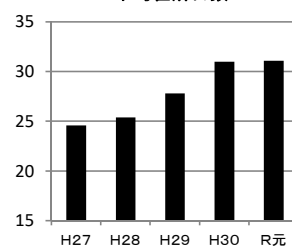
■行動診断を2週間以内に実施

- 行動診断の方法、様式の見直し

■平均在所日数の縮減

- 入所から退所までの期間を3週間とするルールを徹底し平均在所日数を縮減 [R元：31日→25日(H27並)]

平均在所日数



●全国平均在所日数 (R元)
25.8日 (全国80か所の平均)
[R2 児童課調査]

■関係機関と連携したケア・アセスメントの実施

- チームで情報共有の上、子どもの援助方針を策定
- 総合的なアセスメントと適時の見直し

■処遇方法(相互応援体制)の検討

- 事故発生時等におけるグループ(男子学齢児、女子学齢児、幼児)相互の応援体制の検討

■職員のメンタルヘルス研修の実施

Ⅷ 児童虐待対応とDV対応との連携

■児童虐待対応とDV対応の相互連携

- 同伴児童の一時保護
- 児童虐待をきっかけとしたDV被害者の一時保護

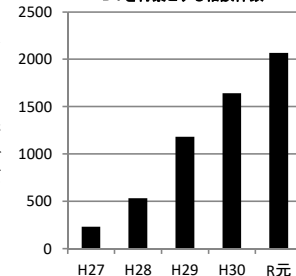
■連携のあり方の調査・研究

- 児童虐待、DV対応の関係機関の意見を参考にした具体的な連携のあり方、留意点等の調査・研究

■連携方策のマニュアル化

- 関係機関間の連携方策のマニュアル化

県子ども家庭センターにおけるDVを背景とする相談件数



●「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」

- 児童相談所等関係機関と連携するにあたり、事前に取り決めた内容が記された書面等(文書、協定、マニュアル、手引き、非公式な申し合わせ等)の有無

(回答した配偶者暴力相談支援センター数：282)
「ある」76センター (27%)
「ない、無回答」206センター (73%)

[R2.9月 内閣府発表]